

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示▽ 町村の廢置分合
- 土地改良区の定款變更認可
- 土地改良事業計画の認可申請
- 鳥取県地方労働委員会委員の推薦請求について
- 造林臨時措置法施行細則に基づく区域等
- 昭和二十七年鳥取県建築代理士試験合格者
- 土地改良事業計画等の認可申請

告示

鳥取県告示第百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により鳥取県八頭郡郡家町、国中村、大御門村及び下私都村を廢し、その区域をもつて、新たに郡家

ちよう

町を置き、昭和二十八年五月五日から施行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七條第一項の規定による郡家町の人口は七、八八一人である。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 婆 治

鳥取県告示第百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、日野村本郷土地改良区の定款變更について、昭和二十八年四月七日認可した。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、向国安外三箇村土地改良区及び

米川土地改良区から新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請をそれぞれ適当と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年四月十一日から同年四月三十日まで

三 縦覧の場所

気高郡美穂村役場

米子市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があ

るときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五十号

鳥取県地方労働委員会現委員は昭和二十八年五月十三日任期満了となり、次期委員を任命したいので労働組合及び使用者団体はそれぞれ労働者委員及び使用者委員の候補者を左記の手続によつて推薦されたく労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一條の規定により請求する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

一 推薦資格を有する者

(イ) 労働者委員候補者の推薦資格を有する者は、鳥取県の区域内に組織を有する労働組合であつて労働組合法第二條及び第五條第二項の規定に適合する者

(ロ) 使用者委員候補者の資格を有する者は鳥取県の区

二 推薦される者の資格

域内に組織を有し主として労働問題に関する事をその業務とするか又は業務の主要部分として労働問題を取り扱う使用者団体を

三 推薦候補者の数

特に制限はないが、委員定数（三人）の倍数程度

四 推薦の方法

別記様式による推薦書に必要事項を記入し期間内に所轄労政事務所提出のこと

五 推薦期間

昭和二十八年四月十一日から昭和二十八年五月五日まで

六 労働組合の立証手続

この推薦手続に参与する組合は労働組合法第五條第一

項の規定によつて鳥取県地方労働委員会に証據を提出して法の規定に適合する旨を立証しなければならぬので次の書類を同委員会に直接提出するか又は推薦書に添付提出すること

(イ) 労働組合資格審査申請書

(ロ) 組合規約、労働協約その他証據となる資料

別記様式（推薦書様式）

年 月 日

所在地

使用者団体又は
は労働組合 名 称 印

鳥取県知事 西尾愛治殿

鳥取県地方労働委員会委員候補者推薦について

労働組合法施行令第二十一條の規定によつて鳥取県地方労働委員会使用者（又は労働者）委員候補者として次の者を推薦する。

氏名	生年 月日	(使用者)所属会 (労働者)所属組合 名及び地位	(労働者) 所属職場 名及び地位	経歴

註 経歴は労働、職歴、組合歴等詳細に記入のこと。

鳥取県告示第百五十一号

造林臨時措置法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第九十三号）第三條第一項に規定する区域及び期日を次のとおり指定する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 区域

鳥取県一円

一 伐採跡地等を所有する期日

昭和二十八年二月末日

一 報告期日

昭和二十八年五月末日

鳥取県告示第百五十二号

昭和二十八年三月二十九日実施した昭和二十七年鳥取県建築代理士試験の合格者は次のとおりである。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

山根松夫、浅野隆雄、山田泉、岩崎昌武、早川吉治

鳥取県告示第百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、東伯郡社村大字国分寺小谷辰藏外十人の者から、社村福光土地改良区の設立認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年四月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年四月十一日から同年四月三十日まで

三 縦覧の場所

東伯郡社村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。